大分県環境影響評価条例施行規則の 一部改正について(答申)(案)

> 令和2年10月 日 大分県環境審議会

1 はじめに

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者が自ら適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民及び関係市町村等の意見を聴き、それらを踏まえ環境保全措置を講じ、より良い事業計画を作り上げていく制度であり、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としたものである。

2 大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

(1)太陽光発電所に係る環境影響評価制度について

大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの懸念が生じている事例があることから、大分県では、平成29年3月に大分県環境影響評価条例(以下「条例」という。)の一部を改正し、敷地面積20ha以上の太陽光発電所の設置の工事の事業等を対象に加え、平成30年1月から施行した。

一方、国においても、上述のような問題が全国的に顕在化していることから、令和元年7月に環境影響評価法(以下「法」という。)施行令の一部を改正し、出力が4万kW以上(面積100 ha相当以上)である太陽電池発電所の設置の工事の事業を第一種事業とし、出力が3万kW以上4万kW未満(面積75 ha相当以上100 ha相当未満)である太陽電池発電所の設置の工事の事業を第二種事業として加え、本年4月から施行している。

(2) 自然環境保全上重要な地域の指定及び規模要件の強化について

太陽光発電所の設置については、改正条例施行後も、依然として県民等から 自然環境等への影響を危惧する意見や、環境に配慮した設置のあり方について 意見が寄せられている。

また、他県では、法施行令の改正に伴う県条例改正に合わせ、地域特性を考慮し、守るべき地域を明確にした内容を盛り込んだ改正も行われている。

太陽光発電所は、一般的に広大な土地を改変する必要があることから、自然環境の保全と周辺環境との調和が極めて重要であり、環境影響評価の実施等による環境に配慮した適正な配置が求められる。

太陽光発電所の導入を推進するうえでは、環境影響評価を義務付けることで、 その導入・普及の遅れを心配する声もあるが、太陽光発電所の設置が、様々な 環境影響に関する問題の原因となり、それにより地元の理解が得られず、計画 が進まない事案も生じている。

今後、透明性の高い環境影響評価が行われれば、地域の理解と受容が一層進み、むしろ環境と調和した形での太陽光発電所の適切かつ円滑な立地が促進されると考えられる。

以上のことから、太陽光発電所の設置及び変更の工事の事業について、自然環境保全上重要な地域を「特別地域」として定め、現行の規模要件より厳しい規模要件を設定し、環境影響評価の実施を求めることが適当である。

(3) 特別地域の種類及び規模要件について

太陽光発電所の設置及び変更の工事の事業の規模要件の指標としている敷

地の面積(ha)については、残置森林等を含む、事業を実施するために必要な区域全体を対象としている。

そのため、特別地域の種類については、自然公園法など、「自然環境の保護・保全、生物多様性の確保」を主たる目的とした法令等に基づく地域等であり、かつ、明確に区域が指定されている必要がある。

その規模要件については、現行の規模要件の指標を敷地面積としていること から、面積を用いるべきであり、同様の規定を設けている自治体等の第一種対 象事業における規模要件を勘案し、設定することが適当である。

また、法における規模要件は総出力(kW)を指標としているが、関連する電気事業法においては、出力に応じて手続が定められており、工事計画届出書の提出及び使用前自主検査後の安全管理審査などの手続が必要な出力の区分は、2千kW以上(面積5ha相当)としていることも考慮すべきである。

以上のことから、特別地域の種類及び規模要件は、原案のとおりとすること が適当である。

3 今後の課題について

(1)特別地域以外の配慮すべき地域について

森林法における水源かん養保安林や文化財保護法における史跡・名勝・天然記念物など、法令等において「自然環境の保護・保全、生物多様性の確保」が直接的な目的とはなっていないものや、おおいたの重要な自然共生地域のように、法令等において範囲が明確に定められていないものであっても、本県の自然環境保全上は、十分に配慮すべき地域となっている。

そのため、これらの特別地域以外の配慮すべき地域を整理し、事業者による自主的な環境配慮を促すための取組を推進する必要がある。

(2) 規模要件に満たない太陽光発電所に関する自主的取組の推進について

環境影響評価制度は、規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなる おそれがある一定規模以上のものを、その対象事業としている。

一方、条例の規模要件に満たない事業であっても、その特性や計画地及び周 辺環境によっては、環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなる場合も考えら れる。

また、複数の事業が近接して行われることにより、総体として開発面積が規模要件を超えることとなる場合も考えられ、こうした事業を行う場合においては、事業者による自主的な環境配慮が特に重要となる。

そのため、「大分県自主的環境配慮指針」の「第3章 事業別環境配慮事項」に「太陽光発電事業に関する事項」を加えるとともに、市町村と連携し、事業者による環境配慮や地域における合意形成を促す取組をさらに進めるべきである。